名保幼第１３９号
令和２年４月２４日

保育施設等を利用する児童の保護者　各位

名護市長　渡具知　武豊

新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第４報）

保護者の皆さまには、日頃より名護市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

これまでも、保護者の皆様には登園自粛をお願いしてきたところですが、国の緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、沖縄県においては、県独自の緊急事態宣言が発出され、感染防止になお一層取り組む必要があります。

保育施設等においては、どうしても３密（密閉・密集・密接）を避けることが困難な状況下にあり、保育士は自分が感染したり、園児に感染を広げないかなど不安やリスクを抱えながら保育を行っており負担が増加している現状がございます。

今後、市民の皆様の社会基盤生活を維持するためにも、保育施設等における機能維持が大変重要となっており、令和２年４月２２日発出の「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県実施方針」においても、医療従事者等、社会生活維持に必要なサービスに従事するなど、仕事を休むことが困難な保護者等を除き、児童の登園等の自粛を要請するとされております。

このため、本市といたしましても、県の方針にならい、上述の社会生活維持に必要なサービスに従事する保護者（別紙参照）で、休暇の取得が困難な場合を除き、児童の登園等の自粛を重ねて要請します。

保護者の皆様におかれましては、本趣旨をご理解いただきご協力をお願いいたします。

なお、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で家庭での保育がどうしても困難な場合などは、この限りではございません。

記

１　登園自粛要請期間

令和２年４月１４日（火）から 令和２年５月６日（水）まで

※今後の状況等により、取り扱いが変わる可能性があります。

名護市こども家庭部
保育・幼稚園課
連絡先：0980-53-1212（内線129・109）

別紙

社会生活を維持する上で必要な施設等

施設の種類	内　訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
社会福祉施設等	保育所、学童クラブ等
	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを含む。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、モノレール、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和２年４月７日改正）を踏まえた整理